

農業集落排水事業（継続）

1 趣旨

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資する。

2 事業の特徴

農業集落排水は、農村の集落形態に適した小規模分散型污水处理システムであり、経済的メリットの他、次のような特徴を有している。

(1) 処理水のリサイクル

農業用水としての処理水の再利用による地域の水循環の確保

(2) 汚泥の農地還元

生活雑排水等の処理で発生する汚泥の農地還元による廃棄物の有効利用と農地の地力保全

また、事業予算の配分に一層の弾力性を持たせるため、統合補助事業の要件を緩和し、平成14年度よりすべての農業集落排水事業について統合補助金化している。

3 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区等

4 補助率

内地・北海道・離島	50%
沖縄	75%
奄美	60%

5 事業創設年度

昭和58年度 農業集落排水事業を創設

平成14年度 農業集落排水資源循環統合補助事業を創設（平成14年度以降の新規地区は、すべて本事業により実施）

6 平成19年度概算決定額

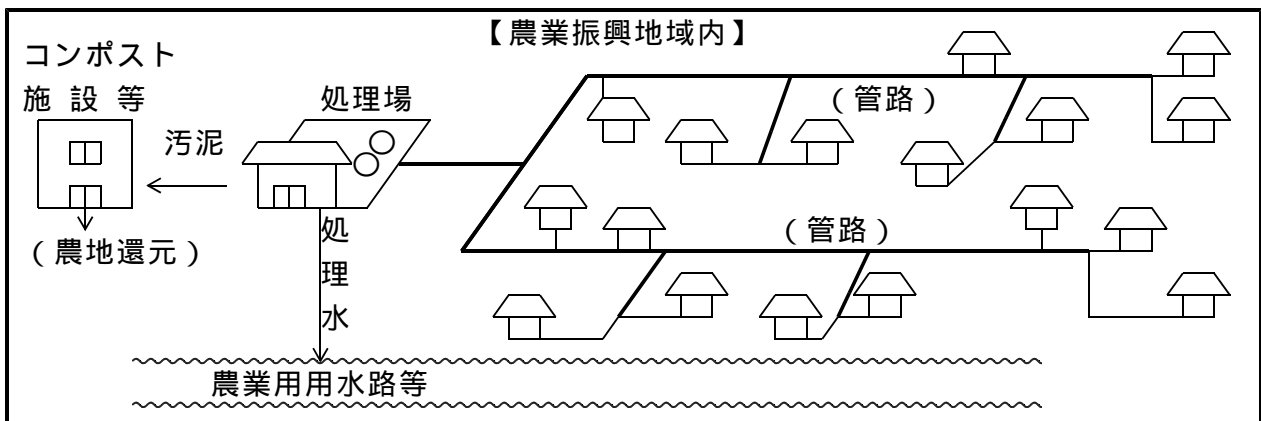
農業集落排水統合補助事業：

3,064（平成18年度 8,739）百万円

農業集落排水資源循環統合補助事業：

15,782（平成18年度 12,201）百万円

農業集落排水資源循環統合補助事業のイメージ



【担当課（室）：農村振興局地域整備課集落排水・地域資源循環室】